

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成19年8月17日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成１９年８月１７日		開 会
		午前 ９時３０分
		閉 会
		午前１０時１６分
出席者	委員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について 平成１９年相模原市議会９月定例会の運営について （１）会期 （２）会議開催日 （３）代表質問・個人質疑通告期限、一般質問通告期限 （４）議事日程 （５）一般質問通告者数について （６）その他 ① 決算証書類について ② 議員派遣の議決について ③ 血圧測定について ④ １２月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

—————◇○◇—————

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について

○岸浪委員長 相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
を議題とする。

資料1について、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 相模原市議会会議規則の一部を改正する規則に
ついて説明する。

本件は、さきの議会運営委員会で協議し、起立採決のほかに挙手採決が
できる規定を追加するということで確認してもらっているが、それについ
て規則の案ということで示している。内容的には、前回の議会運営委員
会で協議してもらった内容を整理した。

もう1点、通常だと、今まで議会運営委員会委員全員で議員提出議案で
提出するという取り扱いをしてきたが、自治法の改正により、委員会での
議案提出ができることになったので、今回、第1号ということで、議会運
営委員会委員長の名前をもって、議案提出をする。

提案理由は、会議における発言の通告をしない者が発言の許可を求める
方法の規定の改正並びに会議及び委員会における挙手による表決の規定の
追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

○岸浪委員長 この案件については、前回と前々回、それぞれ皆さん
から意見をもらって議論をして、9月議会冒頭に提案していくという流れ
だが、質問等あるか。——

ないようなので、本件については確認させてもらう。

—————◇○◇—————

平成19年相模原市議会9月定例会の運営について

○岸浪委員長 9月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 9月定例会の会議日程について説明する。資料2をごらんいただきたい。

この内容については、去る6月定例会最終日に一応確認してもらっているとおりだが、改めて説明する。

初日が8月23日木曜日、決算、条例等についての提案説明を行う。それから、委員会提出議案第1号については、提案説明から採決まで行う。24日が代表質問・個人質疑、一般質問の通告期限、午後5時までとなっている。9月4日と5日に代表質問・個人質疑、6日、7日、10日の3日間で一般質問を行う。委員会は、11日の総務委員会から19日の文教委員会までそれぞれ1日ずつだが、決算、予算のときについては、場合によっては委員会が2日間にまたがる可能性もあるので、翌日を予備日としているのが通例だが、今回の市の組織改正等により、現在、総務委員会は2人の副市長が出席することになっている。総務委員会が2日間にまたがった場合には、副市長がバッティングする可能性があるので、その予備日を20日、ほかの委員会については、翌日が予備日という扱いにしたい。それから、今の予定では、25日火曜日に政令指定都市に関する特別委員会があり、最終日が28日で、本会議終了後、議会運営委員会が開会予定になっている。なお、議会だよりのための議会運営委員会は、10月22日午前9時30分からお願いしたい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 続いて、議事日程について説明する。資料3をごらんいただきたい。

9月定例会に付議される事件一覧だが、議案が56件である。内訳は、決算37件、さらにこの内訳は、相模原市が16件、城山町が5件、藤野町が16件、合計37件となっている。条例が9件、工事請負契約が2件、指定管理者の指定1件、市道の認定、廃止で2件、補正予算5件、報告が

3件、提出案件が9件、合計68件である。このほかに、付議予定案件として、教育委員会の委員の選任についてということで、人事案件が1件予定されている。それから、委員会提出議案、会議規則の改正についてが1件である。

それでは、順に説明する。1ページをごらんいただきたい。

議案番号70号から3ページの議案番号85号、以上16件が相模原市分の決算である。

86号から90号までの5件が城山町の打ち切り決算となる。

4ページ、議案番号91号から6ページの議案番号106号までの16件が藤野町の打ち切り決算となる。内容については省略する。

議案第107号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、温泉法の改正に伴い、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査手数料及び建築基準法の改正に伴い、一定の区画内において特定行政庁が許可する床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等の建築の許可の申請に係る審査手数料の規定の追加その他所要の改正で、下の表1にあるように、温泉法に基づく事務については7,400円、建築基準法に基づく事務については18万円、このような規定を追加するものである。

議案第108号相模原市市有財産条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正により、行政財産の貸付範囲が拡大されたことに伴う行政財産の無償貸付等に係る規定の追加、行政財産の使用料の算定に係る規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第109号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に伴い、法人税において一定の要件を満たす信託については、これまでの特定信託とあわせて、法人税等の回避を防止する観点から、受益者段階ではなく信託段階で課税されることとなったことから、法人市民税においても、所要の措置を講ずるものである。

議案第110号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法及び船員保険法の改正に伴い、失業者の退職手当の規定の改正をするものである。失業者の退職手当については、一般の退職手当が雇用保険制度によ

ったならば、支給されることとなる雇用保険の基本手当を下回る場合に、その差額に相当する額を支給するという内容である。

議案第 1 1 1 号相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、相模原市立南大野保育園の民営化の実施に伴う同保育園の廃止と、相模原市立文京保育園の民営化に先立つ位置の変更をするものである。ちなみに、南大野保育園については、南文化センター跡地に、法人運営による保育園に切りかえるものである。

議案第 1 1 2 号相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例については、相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザを設置するもので、内容としては、多目的ホールとミーティングルームになっている。利用料金等については、表のとおりである。

8 ページ、議案第 1 1 3 号相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例については、公営住宅から暴力団員を排除するため、公営住宅に入居することができる者の条件、公営住宅の入居者に対して明け渡しをすることができる事由及び駐車場を使用することができる者の条件の追加、その他所要の改正をするものである。

議案第 1 1 4 号相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、橋本駅北口第 1 自転車駐車場の再整備に伴う位置を定める規定と、橋本駅北口に路上自転車駐車場の設置をすることに伴う名称、位置、入出場時間及び駐車料を定める規定の追加をするものである。こちらについては、県道橋本停車場線、橋本駅から町田街道に向かって左、サティ側の道路に自転車駐車場を整備するものである。

議案第 1 1 5 号相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例については、大野台南テニスコートの設置に伴い、その名称、位置、利用時間及び使用料を定める規定の追加をするものである。内容については、表のとおりである。

9 ページをお願いします。議案第 1 1 6 号工事請負契約について、防災行政用同報無線統合整備工事、こちらは通常のひばり放送のことで、新市における災害体制の確立のため、旧 1 市 4 町区域の周波数の統一を図り、さらにデジタル化による統合整備をするものである。

議案第 1 1 7 号工事請負契約について、相模原麻溝公園競技場メインス

タンド建設工事、内容については、表に示したとおりである。

議案第１１８号指定管理者の指定については、小田急相模原駅自動車駐車場の管理について、財団法人相模原市都市整備公社が管理を行うものである。こちらについては、既に駐車場の指定管理者として相模原市都市整備公社が指定されていることから、特に公募することなく、そのまま都市整備公社が指定管理者となるものである。

１０ページ、議案第１１９号市道の廃止については、２路線の廃止を行うものである。

議案第１２０号市道の認定については、開発行為などに伴い、合計３１路線の認定を行うものである。

議案第１２１号平成１９年度相模原市一般会計補正予算、１２２号、１２３号、１２４号、１２５号、以上、補正予算については、一般会計外４件である。

１１ページをごらんいただきたい。報告第１４号平成１８年度継続費精算報告についてだが、１の大野南こどもセンター建設事業から５の青野原中学校校舎整備事業までに係る精算報告である。

１２ページをごらんいただきたい。報告第１５号専決処分の報告については、相模原市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例である。こちらについては、郵便貯金法に規定されている用語を引用している規定の整理をするもので、郵便貯金という用語が預金に変更になるということの整理である。

報告第１６号専決処分の報告については１１件ある。１１件のうち、交通事故に係るものが９件、道路管理に係る損害賠償額の決定に係るものが２件である。

１２ページから１３ページにかけての提出案件については、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、その運用状況書を提出するものである。表の一番下の株式会社神奈川食肉センター経営状況説明書については、本来だと６月定例会で経営状況説明をしているが、本食肉センターは株主総会が６月末ということで、提出がおくれていた部分について、この９月定例会で提出するということである。

付議予定案件、委員会提出議案については、先ほど説明した。

監査報告は5件あって、うち4件については、既に議員の皆様へ配付している。残り1件については、後日、配付したいと考えている。

資料3-2をお願いします。9月定例会に提出が予定される請願、陳情等で、既に事務局の方で受付をしているものが4件ある。割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出については、司法書士会からの請願である。市職員の残業代については陳情である。重度障害者医療費助成制度の現行維持・継続については腎友会から、住民の健康を守る保健制度の拡充を求めることについては保険医協会からの陳情である。

今後、提出が予定されるものとして、義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求めることについては、請願として提出が予定されている。

資料4をごらんいただきたい。9月定例会日程案である。

第1日目は8月23日で、通し番号1番から2ページの56番までを一括上程の後、提案理由の説明がされ、議事延期となる。通し番号57の委提1相模原市議会会議規則の一部を改正する規則については、提案説明から採決までをお願いしたい。

第2日目、9月4日だが、代表質問・個人質疑である。

5ページ、第3日目、9月5日も代表質問・個人質疑で、各議案については、委員会に付託される。付託先の委員会については、お手元の資料のとおりである。

7ページ、委員会付託がされた後に、人事案件についてお願いしたいと考えており、教育委員会の委員の選任については、提案説明から採決ということである。

4日目、9月6日、5日目、9月7日、6日目、9月10日は、一般質問を3日間お願いしたいと考えている。

第7日目、9月28日、最終日になるが、委員長報告である。8ページをごらんいただきたいが、委員長報告については、1つ目として条例などについてお願いしたいことと、2つ目として補正予算、3つ目として決算の内容ということである。報告案件14、15、16、監査報告5件、提出議案については、先ほど説明したとおりである。

参考までというか、先ほど、請願・陳情が出ている関係で、例えば採択

されるような状況があれば、ここで意見書提出が考えられるので、どこかで一度休憩をとってもらい、意見書の文案について協議してもらうことも出てくるのではないかと考えている。

最後に、議員の派遣の関係について議決をもらうという日程になっている。

定例会の運営については、以上のとおりである。

○岸浪委員長 議員の派遣については、後ほど説明がある。

一応、ここで切りたいと思う。日程的には、総務常任委員会の予備日の関係が例年と少し形が違う内容だが、あとは、ほぼ例年どおりと思う。それも含めて、ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

いいか。――

それでは、ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

○岸浪委員長 次に、（５）一般質問通告者数についてだが、９月定例会一般質問者数は、お手元に配っている資料５となっている。前回の６月の中での議論があったが、９月については、それぞれの会派の中でトータル２３人となる。これについての確認をお願いする。いいか。――

では、確認してもらった。

次に、（６）その他に入る。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 （６）その他について説明する。

１点目の決算証書類についてだが、９月定例会で決算審査をお願いするが、従前、紙ベースで支出命令書等を理事者控室に用意していた状況がある。昨年からは財務会計システムの変更があり、紙ベースで提供することが非常に困難ということがあり、議会運営委員会の了解をもらった中で、必要に応じて資料を提供することとした。今定例会の決算審査に当たっても、同じような方法で提供したいと思うので、資料的に必要なものがあれば、議事調査課調査班に申し出てもらいたい。必要な資料については、総務課を通して各課に要求し、提供する。基本的な受付時間は、午前中に受け付けたものについては、できたら当日の５時まで、５時までに受け付けたものについては、翌日の午前中までに回答したいと思う。委員会開催時など

急を要する場合については、その都度、対応するという事で考えているので、決算審査に係る部分の資料については、調査班に声かけをしてもらえればと考えている。

2点目の議員派遣の議決について、資料6である。本会議最終日に議決してもらおうが、1つ目としては、全国市議会議長会の米国・カナダ都市行政調査団ということで、(4)にある2名の議員を派遣ということである。2つ目としては、神奈川県市議会議長会定例会及び研修会に副議長を派遣ということである。3つ目としては、市議会友好訪中団ということで、無錫市、西安市、北京市ということで、(4)にある派遣議員7名という内容である。

3つ目の血圧測定については、一般質問の1日目、2日目の9月6日、7日に理事者控室で昼休みに行うので、利用してもらいたい。

その他については、以上である。

○岸浪委員長 その他の①から③について説明があったが、この件について、質疑、発言があったら願います。

共産党。

○藤井委員 議員派遣についてだが、1番目の海外視察は、今年度は2人ということか。海外視察については、私どもは凍結すべきだという主張をしてきたが、ことし、どうなったのか伺う。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 平成19年度については、3名というふうに承知している。ただ、現段階で2名の方の行き先が決定しており、1名の方については、まだ未定と伺っている。そんな関係があって、確定した2名の方の議員派遣について議決してもらいたいということで提出している。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 きょうの議運の議員派遣の議決についてということは、議事日程として、こういうことを確認するということだと理解するので、これは議決が諮られるということだから、私どもの態度は本会議の場で考えるということで、あくまでこれは議事日程としての確認だということを念のため言っておく。

○岸浪委員長 議事日程の中で説明があったが、この件について、最

終日に議決をする運びになっているが、その資料ということで出したので、よろしくお願いします。

ほかにないか。――

ないようなので、この件については確認する。

続いて、１２月定例会会議日予定（仮案）について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 例年、この時期に次の議会の仮案を示しているので、協議してもらいたい。１２月定例会会議予定（仮案）、資料７をごらんいただきたい。

まず、初日だが、１１月２１日である。最終日が１２月２１日金曜日となり、その間の各日程については、記載のとおりである。実は、一般質問の最終日以降、土日を除いて１日として委員会に入っていくことを通例としているという説明を毎度しながら、６月についても、９月についても、その日程がとれなかったということがあったが、この１２月についても、そういった予定になっている。予定を組んだ方としては大変心苦しく思っているが、実は１１月２１日を初日としたのは、その前の２０日が市制記念日に当たっており、かなり行事が入っているので、本会議を設定できない。逆に、後ろの方を引っ張ればいいという議論もあるが、２２、２３と土日があり、かつ、２３日は天皇誕生日で休みで、振替休日が月曜日に当たるので、仮に最終日をこれ以降に持ってこようとする、２５日という設定になる。そんなところからやりくりした結果、１１月２１日スタートで、最終日は１２月２１日という日程が最も妥当性があるという提案である。なお、１２月３日に民生委員委嘱式と備考欄に記載してあるが、これは３年に一遍、全民生委員の委嘱のやり直しで、伺うところによると、７００名からの方々を委嘱するので、これも相当時間がかかるということで、本会議を設定することができないということもあって、このような日程を組ませてもらった。この仮案のスタートでいくと、議会運営委員会は１１月１５日ということになる。

○岸浪委員長 １２月の仮案について説明してもらった。民生委員委嘱式、さらには祭日という関係で、議会運営委員会が１１月１５日、本会

議が11月21日スタート、こういう日程だが、この関係について、質疑、発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 なかなか厳しくて、委員会前の調査に必要な時間がとれないという説明で、そういうことが続いているが、今年度、3定例会すべてがそうなっているということを踏まえて、私としては、前回も言ったと思うが、一般質問と議案審査の日程の組み方の見直しを改めて意見として言っておきたいと思う。

○岸浪委員長 議事日程上、一般質問と議案審査の関係についての意見ということだった。

ほかに、何か、意見、発言はないか。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

—————◇○○◇—————

その他

○岸浪委員長 その他について、事務局より説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 委員派遣についてということで、皆様のお手元に資料を配っているが、議会運営委員会行政視察である。派遣場所は奈良市、西宮市、派遣期間は10月1日から2日の2日間である。派遣委員は、そこに記載のとおりである。委員会での議決をお願いできればと考えている。

○岸浪委員長 従来だと1月末から2月ということで行ってきたが、前倒しという意見の中で、ことしは12月の頭ということで、前回の委員会で日程を確認した。派遣場所は奈良と西宮で、主に決算特別委員会のあり方を中心にしながら視察していきたいと思っているので、対応のほど、よろしく願いしたいが、この関係について、意見、発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 派遣委員のところで委員外議員とあるが、これはどういう意味なのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 議長については、すべての委員会に出席できるという規定が自治法上あるが、副議長についてはそういう規定がないので、委員外議員という立場で議会運営委員会に出席しているということなので、委員のほかに委員外議員の副議長ということでの派遣をあわせて議決してもらわないと派遣できないので、そういう表記にしている。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 議運のメンバーと議長と副議長というふうに理解すればよくて、議運の委員が都合が悪くて、委員外議員が行くということではないという確認と、さっきの資料6とは別に、これもまた本会議で議決をするということか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 前段の質問については、委員が言うとおりでである。2つ目の質問については、委員会での視察になるので、委員会の中での議決をしてもらうということで、本会議での議決は特に必要ない。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 視察の話だが、西宮の方は、前に配られた資料8に、全議員で5日間やっているということが載っているが、奈良の方は、どんなことで、ここに視察をというふうにしたのか。

○岸浪委員長 基本的に、決算特別委員会という話があったので、そこに焦点を絞りながら、今、相模原市で私たちがやっている検討の中で、大きな課題といわれる部分について視察をしていこうということだった。なおかつ、2カ所という形の中で、決算特別委員会の委員の数を調整するような形でやっている方法と、全議員が決算特別委員会に参加するような形で行われている議会、そういう部分についていろいろ調査をして、その2つの市に、それぞれ一つ一つ絞り込んだということで、奈良の方は後段言ったところ、西宮は前段言ったところになる。

○東條委員 資料とかは前もってもらえるのか。何もなく視察に行くのではなくて、予備調査をして、その中で私たちが聞きたいこともあると思う。10月1日ということなので、そういう意味では、西宮も含めて資料を、調査すれば出てくるかもしれないが、それ以上のものがあるので

あれば、前もってもらえるとうれしい。

○岸浪委員長 わかった。では、それは早速、向こうと調整して、既に入手している部分があるから、皆さんに配付していきたいと思う。ただ、正副委員長で資料を散見した中では、なかなか本質をつくところまでいかないの、やはり、行ってみないとわからない部分がたくさんあるのだろうと思った。

○東條委員 よろしく願います。

○岸浪委員長 ほかにないか。――

なければ、委員派遣については、記載のとおり決定する。

そのほか、何か発言があったら願います。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 1 点目として、8 月 1 0 日付で会計管理者の異動があった。議場出席者ということで、9 月定例会開会前に本会議場で紹介するというのでお願いしたい。紹介の方法だが、自席で立っての紹介ということで了解してもらえればと考えている。

2 点目は、第 1 委員会室だが、現在、理事者席にあるマイクは 2 人で 1 本を使っている状況で、9 月の委員会までに、1 人 1 本ということで整備することと、あわせて、ネックの部分がちょっと短いから、もう少し長くするとクリアな音声になるということで、ネックの延長もするというので報告する。

○岸浪委員長 第 1 委員会室は常任委員会等が開催される部屋だが、議員席あるいは傍聴者の皆さん側からも聞きづらかった部分があって、いろいろな意見をもらいながら検討した結果、1 人 1 本で、立って答弁するのに対応した形にするということなので、よろしく願います。

他に皆さんの方からあるか。――

ないようなので、本件を終わる。

次回の議会運営委員会は、9 月 2 8 日本会議終了後に開会する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午前 1 0 時 1 6 分 閉会